

# 「知財ひとことエッセンス集」

知的財産活用研究所は、知的財産をテーマに様々なレポートを作成してきました。それは必ずしも普遍性のあるものでなく独自の視点から発信しております。今回、それらレポートから、知財運用に対する考え方や疑問等のエッセンスを抜き出して整理しました。

## 1: 知財経営・知財戦略編

1. 「知財経営」とは、社内にある知的財産を顕在化させ、それを会社経営に取り入れ、会社利益へ結びつけることです。ところが目に見えない無体財産のマネジメント法は日本には存在していません。会社の利益に知的財産が寄与してこなかった理由は、ここにあるようです。
2. 知財経営の要諦は、知財の安全を確認して事業の優位性を確保することです。つまり自社と他社の技術を比較して、自社が自由に開発できる技術領域を確保することです。
3. 「知財マネジメント」の基本は「知財戦略」を策定し実行することです。各々の戦術はマニュアル化して体系的に運営されていきます。
4. 「知財マネジメント」を推進し、システムを運営するには知財業務毎の「知財マニュアル」が必要です。この「知財マニュアル」が戦術書にあたります。
5. 「知財戦略」は経営者、事業責任者、開発技術者、そして知的財産部が一体となり策定するものです。そして必ず文書にして残すことが大事です。

6. 会社経営と乖離した「管理知財」の体制を続けることで知的財産の機能(役割)が見失われています。それは特許出願件数と会社の業績が関係なかったことで証明されているとおもいます。
7. 会社の利益に結びつく特許を取得するには「知財戦略」が必要と言いますが凡そが戦略的ではありません。我々は「戦略」という言葉が好きですが戦略の本質が見えていません。
8. 最悪の「知財戦略」は、バラバラに出願にしてバラバラに死んでいく場当たりの特許出願です。特許は寿命があり、放っておくと孤独死します。特許は個別評価でなく相対評価をするべきです。
9. 下手な鉄砲、弾数多く打っても当たりません。「特許網」は、違う場所で網を張ったところで無駄です。数打てば、そのうち一つぐらいは当たるかも、という「運頼み」では、人もお金も無駄使いで終わります。
10. 国民年金は下がりますが、特許年金は年々高くなります。発明を正しく評価して無駄な特許出願は止めるべきです。「もやし特許」の乱造は行き着くところ国益を損ないます。
11. 日本企業の外国出願は増え続け翻訳、翻訳チェック、中間手続き、年金費用が嵩んでおります。翻訳品質も心配です。現地代理人との意思の疎通は難しく「丸投げ」するしかありません。高額 of 請求書だけは滞りなく送りつけられますが。
12. 「知財戦略」の基本は、「特許出願の目的と考え方」「特許活用の方法と考え方」「守秘知財対応の方法と考え方」「オープンイノベーション対

応の方法と考え方」などを整理して、それぞれの戦略を策定するところから始まります(石田正泰)。

13. 「知財戦略」とは、具体的に挙げられるものではありません。一つ一つの違ったものから共通の性質を抜き出すという極めて抽象的なものです。

14. 「知財戦略は詰まるところ戦略に係わる人が持つ人生観や価値観、及び物の見方、考え方で違ってきます。例えば平和主義者であるか、あるいは好戦主義者であるかによって「知財戦略」の立て方は違います。

15. 「知財戦略」の立て方は事業形態や競合他社の知戦略財、あるいは技術領域によってそれぞれ違います。「知財戦略」は、いちど策定したら終わりではありません。社会の変化と共に臨機応変に変えていく柔軟な運営が必要です。

16. 「知財戦略」の要諦は情報の収集と分析にあります。即ち戦略に係わる人のインテリジェンス度によって大きな差が出ます。

17. 「知財戦略」の立案者は、いくら知識を詰め込んだところで応用の才気が無ければ策定する資格がありません。理屈だけの「叔父さん」で人生をおしまいにならない為には「才気」だけでなく「徳」も必要です。

## 2: 知的資産の文書化編

1. 知的財産は社内にある知的資産を顕在化させ、それを文書化することです。会社から失われていく「記憶力」と「創造力」を文書で残し、次世代へ伝承させていく仕組みが求められています。

2. 会社の「知的基盤(インフラ)」は、文書(情報)を蓄積することで構築されていきます。この「知的基盤」を社員が共有、強化する(使いこなす)ことで新しいコンセプトが生まれる筈です。さらに製品苦情、特許係争、模倣品被害、技術流出など、様々なトラブルが生じても問題を解決する証拠文書としても使えます。

3. 契約書や仕様書といった「知財文書」は、読みやすさが求められます。明快な文章で書くには「文書作成規定」を整えるなど「知財文書」の品質保証管理体制が必要です。自由勝手、気ままに書かれた情報(文書)であれば社内で共有することは難しいです。何故なら分かりにくい情報を好んで使う人はいません。

4. 文法に則った文章は人に分かりやすいです。文法に則った情報はコンピュータにも優しいです。それはコンピュータにとって記憶しやすい、探しやすいということです。与える情報の質を高めることでコンピュータの能力は何倍にも活用できます。

5. 「知財文書」の中でも特許明細書は、世界へ早期公開されることで模倣などの様々なリスクを抱えています。守秘する技術、開示する技術の運用が重要となります。特許出願に頼らない知財戦略も一つの選択肢であると考えます。

6. 特許明細書は事業計画書でもあり契約書でもあります。特許明細書は「共生(共創)」と「戦争(係争)」の2面を持っています。「知財(IP)戦争」とは、つまるところ言語の戦いです

### 3: 特許明細書編

1. 「特許出願目的」は、そのほとんどが特許を取得することであり、それが達成できれば、そこで「仕事」は終わったことになりません。特許を取得するためには特許庁の審査官を納得させればよいわけで、特許明細書を作成するとき頭に浮んでくるのは審査官の姿だけかもしれませんが。

2. 申請者側は発明者(依頼者)のために特許権取得に最善を尽くすのは当たり前です。一方、審査官は特許要件を満たさないと判断した特許申請に対して、むやみに権利を与えるわけにはいきません。なぜなら公知の技術や未完成の技術、願望の技術が特許として認められれば産業発展の妨げになるからです。この両者の綱引きに使われる道具が「こじつけ」といった解釈範囲の広い曖昧日本語です。この特許明細書が海外へ輸出されると悲惨な状況になることは明らかです。

3. “あの辺りまでが自分の敷地である”と言われても境界線が明確でない土地を買う人はいません。発明技術の権利を広く抑える為とはいえ乏しい文章力でそのような器用なことが出来るとは思えません。技術開発の成果は文章一つで広げられるような生易しいものではないはずで

4. 「日本特許村」という特殊な村の中で「儀式」が通じればよい、村の外に「普通人」にはわからなくても仕方がないということでしょうか。その結果、日本特許明細書は外国語への翻訳が難しくグローバル社会で理解が得られ難いという大きな問題を抱えます。阿吽の呼吸で以心伝心を期待されても困ります。このまま放置すれば、日本特許明細書はガラパゴス化し、世界では通用しないとおもいます。

5. 日本社会でしか通用しない「談合特許」の時代は終わります。グローバル社会は交渉と争いの世界です。結果として、ごまかす、隠すは卑怯者がやることで味方になる裁定者はいません。発明技術を開示したくなければ特許出願をしなければ済むことです。

6. 翻訳者の仕事は「日→日翻訳」が殆どです。「日→日翻訳」ができない分かり難い日本語は、そのまま「忠実翻訳」するしかありません。

7. 翻訳者の仕事は、日本語から英語に翻訳することです。しかし理解に苦しむ日本語であれば、そのままの「置き換え翻訳」つまり「忠実翻訳」するしかありません。一見英語風ではあるが論理の展開は英語になっていない奇妙な和製英語(ジャパニッシュ)が生まれます。この和製英語は、英語を母語とする人、あるいは英語を第二母語にしている人には理解が難しいです。

8.“特許明細書は、技術文書と法律(法的)文書が混合(\*)された特殊な文書である”という誤解が大きな弊害をもたらしているのではないかと考えています。すなわち、法的なものが混じっているとのことですから何やら難しいものである、という偏見を多くの技術者が持つことになっています。そのことは、特許明細書を読むことを敬遠したり、自分の発明を記述した特許明細書をチェックせずに承認をしたり、あるいは何か少しおかしいなと思っても、特許明細書は法的なものだから、その面で素人の自分が口出しすべきでないと言えたりすることに繋がっていきます。

(\*)権利の主張である【請求項】を除く明細書

9. 特許明細書の購読ユーザは、現場の開発技術者たちです。日本特許明細書はユーザの立場を完全に無視しているとしか思えません。紛らわしい特許明細書は、何処が、何が特許なのかが分からない、ということで新技術の開発が遅れ、開発コストも膨らみます。



10. 特許係争となれば特許明細書に書かれている文章が全てであり、図面は補助でしかありません。特許明細書で記述されていない文章をいくら図面や思い入れで反論しても無駄です。「文章が全て」これがグローバル社会でのルールです。

11. 欧米では当たり前のライセンス事業(特許流通・技術移転)が日本の大学、公的研究機関、企業でも根付かないのは、読んで理解が難しい、あるいは読む気にもなれない「日本特許明細書」に原因があると考えています。

12. ビジネスに関心のある人たちが特許明細書を読むのに敬遠するようではビジネスチャンスを失うのは当然です。知的財産部は研究成果をお金に変えるプロフィットセンターであるという自覚が必要です。この役割が果たせない知的財産部は、いずれ消滅するかもしれません。

## 4: 発明者と特許の係わり編

1. 特許明細書は、発明技術の説明書です。普通の技術文章と何ら変わらないです

2. 強い特許明細書作りの元となる「発明仕様書(発明提案書)」の作成は発明者の仕事です。なぜなら発明技術の内容は発明をした者でしか分からないからです。発明者は「聞き出し上手」の書き手に会うことで幸運が舞い込みます。

3. 発明者が書く「発明提案書」は、自らの発明を論理的に発表する手段であり自分の研究成果を主張する場でもあります。つまり自分の存在を知らしめる手段でもあります。

4. 人を説得する「発明提案書」は論理的に矛盾なく整合性ある文章で書かれていなければ正確な理解が得られません。この「論理思考能力」

こそ「発明能力向上」の基礎となります。即ち「発明仕様書」の作成は自分の発明能力を高めるための手段です。

5. 発明技術の本質は一つではありません。見方によって幾つも考えられます。発明技術はいろいろな方面から「あれこれ」と検証することで発明技術の本質が浮かび上がってきます。発明者は柔軟な発想が必要です。

6. 発明者には“特許とは自然法則を利用した云々”こんなものは要らないです。発明者は、アイデアを発明に、発明の特許に仕立てるプロセスを身に付けることが大事です。

7. 開発技術者は「同質化集団」の一員です。「同質化集団」は蝸壺状態に陥りやすいです。仲間の意見に対して“そんなことは当たり前だ”、異質な意見に対して“それは無理だ”となる傾向がみられます。

8. 発明者は「実験研究」をやる前に筋の良いコンセプトが生まれるまで「調査研究」を続ける義務を負います。なぜなら筋の悪いテーマは会社を衰退させるからです。

9. 特許の世界は発明技術の比較から始まります。課題が同じでも解決方法は他人と自分は違います。その違いはどこにあるのか構成要件ごとに比較する必要があります。そのためには自社の技術要素が整理されてなければ比較ができません。

10. 先行技術調査、侵害予防調査は発明者の仕事です。例えば“他人のアイデアを参考にして権利侵害をしないプロセスを考えることができますか”と問いただせば発明者の特許調査能力がわかります。



11. 特許は「量」から「質」へ転換すべきと言われていています。しかし誰もが「質」について明確に答えられないでいます。一般論として権利範囲の広い特許が「質」が良いとされています。広い狭いは関係ないと思います。例え狭くても競合他社からみて、どうしても避けられない特許が「質」の良い特許です。

12. 競合他社が使用せざるを得ない特許、ライセンスを申し込んでくる特許、他社が後追いを諦める特許、つまり排他権に睨みを利かしながらビジネスで使われる特許が「質」の良い特許です。ハイテク、ローテクに関係なく、お金が稼げるのが良い特許です。特許はステータス、勲章ではありません。

13. 発明者は論理力を鍛え、バリエーションを豊かにする創造力を身につけることが自身の生き残り策です。(参考)創造技法を使って発明提案書を書く

14. 情報は自分を知り、敵情を知るためにもあります。主な情報は英語で発信されています。技術者は英語が苦手、面倒と言っていないけません。グローバル知財では、英文特許を読むことは必須のスキルです。

15. 孫子の兵法にある「戦わずして勝つ」、これが「知財戦略」の特許が理想です。

以上